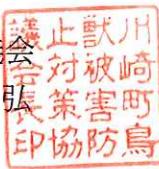


公 告

条件付一般競争入札 令和3年度 鳥獣被害防止柵納入等業務

物品の納入等について次のとおり一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和3年 9月1日

川崎町鳥獣被害防止対策協議会
会長 原口正 張


1 入札物件

- (1) 業務名 令和3年度鳥獣被害防止柵納入等業務
(2) 業務の概要 有害鳥獣侵入防止柵を設置するために必要な資材の調達及び納品等
(3) 物品概要 別紙「仕様書」による
(4) 納入期間 契約の日から令和3年12月22日（水）まで
(5) 納品場所 川崎町内（協議会が指定する場所毎に納入）

2 入札申し込み方法等

- (1) 申込期間 令和3年9月2日（木）から令和3年9月9日（木）
(2) 受付時間 9時00分から17時00分まで
(3) 申込先 川崎町鳥獣被害防止対策協議会 事務局（川崎町役場 農林振興課内）
※持参のみ、郵送は不可
(4) 申込に必要な書類
入札参加申請書（別紙1）、契約に係る指名停止に関する申立書（別紙2）、
誓約書（別紙3）、使用印鑑届（別紙4）、委任状（別紙5）、
納税証明書（未納のない証明）（国、県、市町村）写し可、
納入物品の仕様書、構造図又はカタログ、返信用封筒（84円切手付）※貴社の住所等を記入、

3 入札参加資格の決定

入札参加資格の有無については、令和3年9月21日（火）までに書面にて通知します。
万が一、通知が届かない場合は、令和3年9月22日（水）までにご連絡ください。

4 入札に参加するものに必要な条件

本事業の入札に参加できる者は、公告日現在において、次に掲げる条件をすべて満たしているものとする。

- (1) 当該物品を期限内に、別紙仕様書を遵守の上、協議会の指示通り適切に納入できる者。
(2) 次のいずれかに該当する者であること。
ア 福岡県内に本店を有する者
イ 県外に本店を有し、福岡県内に事業所を有する者

(3) 公告日から落札決定日までの間において、資格（指名）停止等を受けていない者であること。

(4) 次のいずれかに該当する者は、入札に参加する事ができない。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

イ 会社更生法に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続き開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法に基づく再生手続開始の申立がなされている場合にあっては、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けていない場合

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員並びに暴力団の利益となる活動を行う者

エ 経営状態が著しく不健全である者

5 入札の日時及び場所

(1) 入札日 令和3年9月28日（火）午前10時より（時間厳守）

(2) 入札書提出場所 川崎町役場 2F 入札室

※ 持参のみ、郵送は不可

(3) 入札保証金は免除とする

6 入札書提出の際に必要な書類等

(1) 入札書

入札書（別紙6）により、入札者の氏名又は法人名及び業務名等を表記して、入札者名で提出すること。入札書に記入する金額は、別紙仕様書の数量に単価を乗じた額で消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。なお、入札書は封筒に入れ割印をすること。

(2) 委任状 ※申請時に委任された者以外が入札に来庁する場合

(3) 印鑑（入札に来庁する者の印）※受付等で使用するもの

7 入札の無効

次のいずれかに該当するときは、その者の入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。

(3) 入札書について、入札金額が訂正されたもの又は、入札金額・氏名及び印影について誤脱若しくは判読不可能な記載があるものを提出した者

(4) 金額を訂正した入札をしたとき。

(5) その他契約担当があらかじめ指示した事項に違反したとき。

(6) 参加資格を有しないことが決定したとき。

(7) 予定価格を超える金額の入札をしたとき。

(8) その他入札に関する条件に違反した者

8 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札を公正に執行できないと認められたときは、入札を延期又は取り止めることができます。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

9 入札の辞退

入札参加資格条件の確認を受けたものは、原則として、入札参加を辞退することはできないものとする。

ただし、入札書の投函前においては、やむを得ない理由がある場合に限り、その理由を添えた辞退届を提出することにより入札を辞退することができるものとする。

10 開札

(1) 開札は、入札後に複数の職員及び入札業者立会いのもと行う。

(2) 開札の結果は町ホームページ内に掲載する。

11 落札者の決定

(1) 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引を乱す恐れがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることができます。

(2) 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者によるくじにより落札者を決定します。

12 予定価格

予定価格は、3, 952, 646円（消費税抜き）とする。

13 契約関係

(1) 契約の締結

落札者は、落札の日から5日以内（土・日及び祝祭日を除く）に、契約を締結すること。契約が締結されない場合は、その落札は失効するものとする。また、契約における契約金額は入札書に記入された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額とする。

(2) 契約保証金は免除とする。

14 支払方法

(1) 前払金 無
(2) 部分払 無

(3) 令和4年3月（予定）に福岡県より交付金が交付されるため、入金次第の支払いとする。

1.5 質疑事項

- (1) 入札に関する質疑事項がある場合は、公告日から9月9日（木）までの期間に、質疑書（別紙7）により、持参又はFAXにより提出すること。
- (2) 質疑に対する回答に関しては、質疑書に記載のとおり、書面にて回答を行う。

1.6 物品の納入等

- (1) 物品の納入期限は令和3年12月22日（水）とするが、農作物被害の軽減を図るために早急に設置する必要があるので、協議会担当者と協議のうえ準備が整い次第納入すること。
- (2) 納入の際は、落札者立会のもと、協議会が指定した数量の物品を、協議会が指定する設置地区へ納入すること。なお、その際には、ヘルメットを着用する等、安全管理を徹底のうえで行うこと。また、金網については、上下が互い違いにならないよう上下を揃えて搬入すること。表裏については、互い違いでも可とする。
- (3) 落札者は、協議会が指定する納入場所や搬入路を、協議会担当者とともに必ず下見をするなどし、納入当日に混乱が生じないよう、事前に綿密な打ち合わせをすること。
※ 上記の費用（運搬料や荷降ろし賃金等）は、落札者の負担とする。
- (4) 納入の際には、納入した各物品の写真を撮影（業務名・地区名・物品名・数量・規格が分かるように）し、納入書とともに紙ベースにて持参により提出すること。また、物品の検収資料も同様とする。

1.7 設置等の現地指導・アフターサービス

納入時や納入日以降も、設置方法の現地指導等のアフターサービス等について誠意を持って対応すること。

1.8 その他

本公告のほか、関係法令等に遵守してを行い、協議会の指示に誠意を持って対応すること。

1.9 本公告に関する問い合わせ先

〒827-8501

田川郡川崎町大字田原789番地の2

川崎町鳥獣被害防止対策協議会（川崎町役場 農林振興課内）

電話：0947-72-3000（内線224）